



サービスのご案内

■ 在留期間更新許可申請 (ビザの期間延長)

～「家族滞在」(配偶者に変更がない場合)～

サービスの内容

■ サービスに含まれるもの

- ビザに関するすべてのご相談（何度でも）
- 収集していただく必要書類リスト作成
- 申請理由書作成
- その他申請に必要な書類サンプルご提供
- 入管局出頭、交渉、申請、追加書類通知対応
- 審査結果通知受取
- 不許可理由ヒアリング同行（不交付時のみ）
- 無償での再申請（再申請可能な場合のみ）

■ サービスに含まれないもの

- 新しい在留カード受領代行
- お客様個人および企業様保有の必要書類の収集

返金保証規定

金森国際行政書士事務所では、ご依頼後5万円を着手金としてお預かりしております。申請の結果不許可となった場合、再申請可能な場合は無料にて再申請致します。再申請の結果不許可となった場合や当事務所のミスにより不許可となった際には、着手金を全額を返金させていただきます。

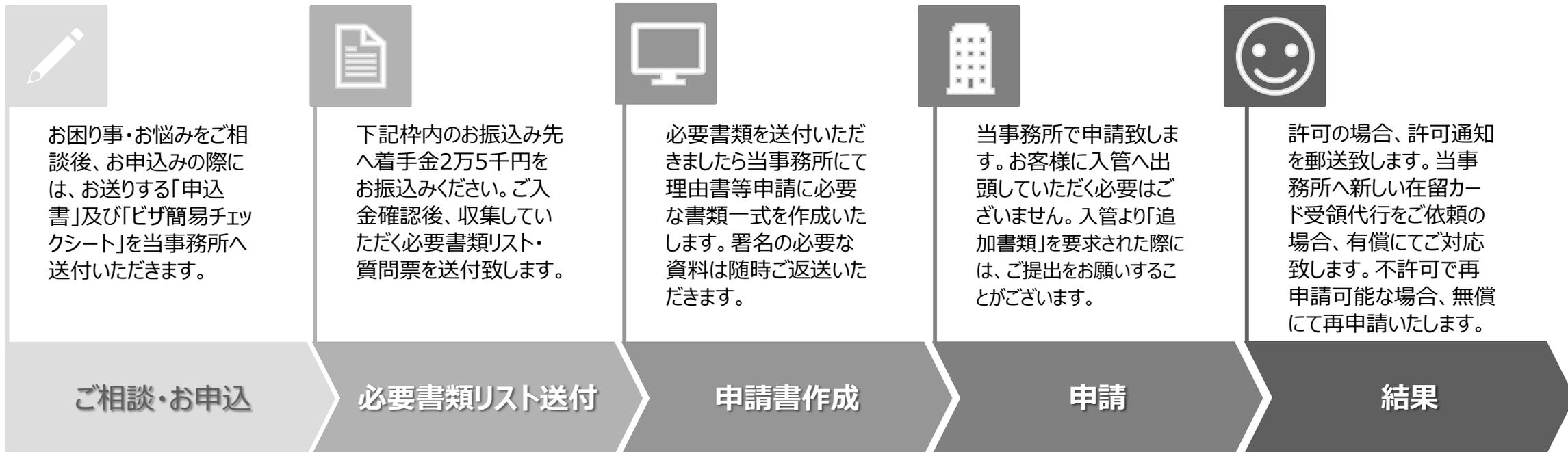
なお、受任時に許可の可能性が低いと判断したにも関わらず申請を依頼されるお客様に対しては、返金保証の対象外となる旨受任時にお伝え致しますので、ご了承願います。

■ 返金保証付で受任した場合でもご返金できないケース

以下のお客様の責めに帰すと認められた結果不許可となった場合には、返金を致しかねます。

1. 出入国在留管理局および当事務所からの指示による書類提出にご協力いただけないこと
2. 不利益な事実を隠していたことが判明した場合（オーバーワーク、経歴詐称など）
3. ご依頼後、結果が出るまでに申請人様・配偶者様に犯罪行為があった場合
4. お客様都合による申請依頼のキャンセル（着手金振込後のキャンセル）
5. お客様都合による再申請依頼辞退（再申請が可能な場合のみ）
6. お申込み時に記入していただくビザ簡易チェックシートに虚偽があった場合
7. 税金等未払い、公的義務不履行

サービスの流れ



■お振込先銀行

三菱UFJ銀行 大倉山支店
普0580548
カナモリコクサイギョウセイシヨジムシヨ

※お振込み手数料はお客様負担となります。

サービスの料金（税込）

①基本料金

¥ 55,000

別途下記実費を頂戴いたします

- ・レターパック等郵送費
- ・交通費（発生した場合のみ）

※許可時には入管所定印紙代
¥4,000が必要です

②その他料金

当事務所へご依頼いただいた場合のみ発生します

- ・和訳 : ¥ 5,500/1枚
→婚姻証明書、出生証明書等
が必要な場合のみ
- ・出張費 : 別途見積
→東京入管管轄以外での申請
が必要な場合のみ
- ・子の同時申請
: ¥27,500/ 1人

③難度加算料金

交付の可能性が下がる
下記に該当する場合のみ、
それぞれ ¥ 33,000を頂戴
いたします

- ・当事務所以外で不交付
からの再申請
- ・配偶者が転職後6ヵ月以内

合計



① + ② + ③の合計

●●●●●●●●●●

■ 相談実績

金森国際行政書士事務所では、外国人を雇用される企業様および日本で就労したい外国籍の方から年間1000件以上のご相談をいただいております。

●●●●●●●●●●

■ 事務所マップ



●●●●●●●●●●

■ 連絡先

〒231-0027

神奈川県横浜市中区扇町1-1-25 キングビル4F

金森国際行政書士事務所 / 代表行政書士：金森 大

TEL : 045-225-8526

E-mail : kanamori1006@gmail.com

<https://visa-station.jp/shurou/>

